

病院の開設等に関する指導要綱

（目的）

第1条 この要綱は、病院の開設等の手続に関し、事前協議制を設けることにより、栃木県保健医療計画の趣旨に沿った医療供給体制の整備を図り、もって県民の医療の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 病院 医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）第1条の5第1項に規定する病院をいう。
- (2) 診療所 法第1条の5第2項に規定する診療所をいう。
- (3) 栃木県保健医療計画 栃木県が法第30条の4の規定により定めた計画をいう。
- (4) 病院の開設等 病院の開設若しくは病院の病床数の増加若しくは病床の種別の変更又は診療所の病床の設置若しくは診療所の病床数の増加若しくは病床の種別の変更をいう。

（開設予定者の責務）

第3条 病院の開設等をしようとする者（以下「開設予定者」という。）は、地域における病院又は診療所の医療の提供の役割を認識し、栃木県保健医療計画に基づく医療供給体制の整備が図られるよう協力するとともに、この要綱に定める手続を遵守するものとする。

（事前協議）

第4条 開設予定者は、法に基づく病院の開設等の許可の申請をする前に、当該病院の開設等について、知事と協議するものとする。

2 前項の規定による協議（以下「事前協議」という。）は、知事が別に定める様式による病院開設等事前協議書（以下「事前協議書」という。）を、当該病院又は診療所（以下「病院等」という。）の所在地を所轄する健康福祉センターの長（宇都宮市にあっては、宇都宮市長。以下同じ。）を経由して知事に提出することにより行うものとする。

3 事前協議書には、次に掲げる事項を記載した書面を添付するものとする。

- (1) 現に開設している病院、診療所その他の医療施設がある場合は、当該医療施設の概要に関する事項
- (2) 病院の開設等の趣旨及び概要に関する事項
- (3) 病院の開設等に係る医療従事者の確保に関する事項
- (4) 病院の開設等に係る資金計画に関する事項
- (5) その他知事が必要と認める事項

4 事前協議書は、知事が別に定める期間内に提出するものとする。ただし、当該病院の開設等に係る病床が医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号。以下「規則」とい

う。)第30条の32の2第1項各号(第14号を除く。)のいずれか又はこの要綱第6条第3項各号のいずれかに該当するものである場合は、随時に提出することができるものとする。

5 事前協議書の提出部数は、2部とする。

6 健康福祉センターの長は、事前協議書が提出されたときは、意見を付して、当該事前協議書を知事に進達するものとする。

(適用除外)

第5条 次に掲げる場合にあっては、前条の規定にかかわらず、事前協議は要しないものとする。

- (1) 病院等の開設者の死亡又は法人格の取得により病院等の開設者の変更を必要とする場合であって、病院等の開設場所の変更、病院等の病床数の増加又は病床の種別の変更を伴わないとき。
- (2) 病院の開設等に係る病床が規則第30条の33第1項第2号に規定する放射線治療病室の病床、無菌病室の病床又は集中強化治療室若しくは心疾患強化治療室の病床であって、当該病室の入院患者が当該病室における治療終了後の入院のために専ら用いる他の病床が同一病院内に確保されているとき。
- (3) 病院の開設等に係る病床が規則第30条の33第1項第5号に規定する心身喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成15年法律第110号)第16条第1項の規定により厚生労働大臣の指定を受けた指定入院医療機関である病院の病床(同法第42条第1項第1号又は第61条第1項第1号の決定を受けた者に対する同法による入院による医療に係るものに限り)であるとき。
- (4) 規則第1条の14第7項第1号から第3号に規定する診療所(特例届出診療所)が一般病床の設置若しくは病床数の増加を行う場合であって、届出により一般病床を設置できる診療所取扱要綱第3条に基づく協議の手続きを行うとき。
- (5) 既に病院を開設している者が、病床の減床や転換等により新たに有床診療所を開設するとき。(開設の場所、病床の種別の変更等が生じる場合を除く。)

(事前協議の審査)

第6条 知事は、事前協議書の提出があったときは、関係の法令、通達及び通知並びに栃木県保健医療計画に基づく審査の上、栃木県医療審議会の意見を聴くとともに、必要に応じて各構想区域における地域医療構想調整会議(以下「地域医療構想調整会議」という。)の意見も聴くものとする。

2 知事は、事前協議の対象となる病院の開設等に係る病床が、病院の一般病床、療養病床、精神病床若しくは結核病床又は診療所の一般病床若しくは療養病床であるときは、知事が別に定める日における保健医療圏(病院の一般病床及び療養病床並びに診療所の一般病床及び療養病床については栃木県保健医療計画に定められた二次保健医療圏を、病院の精神病床及び結核病床については栃木県保健医療計画に定められた三次保健医療圏をいう。以下同じ。)の病床数の状況を勘案し、必要な調整を行うものとする。

3 次に掲げる場合にあっては、第1項の規定にかかわらず、栃木県医療審議会又は地域

医療構想調整会議の意見を聴く手続を省略することができるものとする。

- (1) 病院等の開設者の破産又は倒産により開設者の変更を必要とする場合であって、病院等の開設場所の変更、病院等の病床数の増加又は病床の種別の変更を伴わないとき。
- (2) 同一の保健医療圏内において病院等の開設場所を変更する場合であって、病院等の病床数の増加又は病床の種別の変更を伴わないとき。
- (3) 同一の保健医療圏内において同一の者が開設する二以上の病院等を合併する場合であって、合併後の病院等の病床数が合併前のそれぞれの病院等の病床数を合計して得られた病床数の範囲内にあり、かつ、病床の種別の変更を伴わないとき。
- (4) 同一の保健医療圏内において一つの病院等を分割し、同一の者が分割後の複数の病院等を開設する場合であって、分割後のそれぞれの病院等の病床数を合計して得られた病床数が分割前の病院等の病床数の範囲内にあり、かつ、病床の種別の変更を伴わないとき。
- (5) 病院の開設等に係る病床が規則第30条の33第1項第1号に規定する病床であって、同号の規定により算定した数が0.05以下であるとき。
- (6) 病院の開設等を行おうとする保健医療圏における地域医療の状況を総合的に勘案して知事が必要と認めるとき。

(指導)

第7条 知事は、審査の結果必要と認めるときは、開設予定者に対し病院の開設等に係る計画の変更、中止等の指導を行うものとする。

(事前協議結果の通知)

第8条 知事は、事前協議が終了したときは、その結果を開設予定者に対し、事前協議書を提出した保健所の長を経由して通知するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、病院の開設等に係る事前協議に関し必要な事項については、知事が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成5年9月24日から実施する。
- 2 特定病床の事前協議に関する要綱（平成3年2月18日付け医第809号関係機関あて栃木県衛生環境部長通知）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成10年2月17日から実施する。

附 則

この要綱は、平成10年8月28日から実施する。

附 則

この要綱は、平成12年9月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成13年7月31日から実施する。

附 則

この要綱は、平成20年5月20日から実施する。

附 則

この要綱は、平成22年10月15日から実施する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年8月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3(2021)年3月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和7(2025)年4月1日から実施する。